

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 6 日

各都道府県障害保健福祉担当主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の
臨時的な取扱いについて（その 4）

新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定調査については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて（その 2）」（令和 2 年 4 月 15 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡）等によりお示ししてきたところですが、今後、下記のとおりとしますので、本件事務連絡について、管内の市町村に周知いただくようお願いいたします。

記

「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて（その 2）」（令和 2 年 4 月 15 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、面会が困難な場合においては、障害支援区分の認定の有効期間を、従来の期間に新たに 12 ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとし、当該合算された期間の範囲内で支給決定を行うことができることとしております（以下、「臨時的な取扱い」という）。

一方で、認定調査等により現在の調査対象者の心身の状況等を勘案して適切に認定を行うことは重要であり、臨時的な取扱いを複数回適用することで、長期間にわたって調査対象者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない事態が懸念されます。

また、臨時的な取扱いが終了した直後の 1 年間は処理すべき更新申請の件数が増大し、市町村における事務量も集中的に増大することが予想されることから、可能な限り通常取扱いに基づき更新認定を実施していくことが必要です。

このため、臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が令和 5 年 3 月 31 日までの調査対象者に限り、適用できることとします。令和 5 年 4 月 1

日以降に有効期間満了日を迎える調査対象者については、通常どおり更新認定を実施していただくようお願いいたします。

ただし、各市町村の判断により、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで有効期間満了日を迎える調査対象者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えありません。

担当者

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課障害支援区分係

TEL 03-5253-1111(内線 3026)